

名古屋市港区
区長
日比野 茂様

2017年10月27日
港区学童保育連絡協議会
会長 板敷 幸大
《事務局》中川学童保育所
Tel 651-5196

学童保育に関する懇談のお願いと要望書

拝啓 時下ますますご清栄のことと存じます。

日頃は、私たち学童保育関係者に対してご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。港区担当課の皆さまにおかれては、昨年度、港区独自事業として『港区補助金事務説明会』を開催していただいたこと、また、日常業務においても、

- ・助成金の適宜適正交付
- ・迅速な情報提供

を行っていただくなど、重ねて御礼申し上げます。

さて、一昨年・2015年度から学童制度が大きく変わったことにより、基準ができると共に助成額が増額されたこと、このことには喜びを禁じ得ません。しかし反面、施設・指導員配置などは依然として各学童保育所の努力目標になっていることは否めないため、市が全面的に責任を持ち、必要としている留守家庭児童が一人でも多く学童保育で安心した生活が送れるように、学童保育施策を充実させていくことが緊急課題となるよう強く要望します。

私たちは学童保育事業を行うにあたって、共働き家庭、母子・父子家庭等の子どもたちの生活と親の働く権利を守るため、以下の条件が最低必要であると考えます。

- ①共働き、母子・父子家庭等の希望する子どもが全員入所でき、学童保育所に安全に通えるよう、小学校区に一つ以上の学童保育があること。
- ②子どもたちが放課後の生活を健康かつ安全に送ることができる基準を持ち、基準に適した施設と設備を備えること。
- ③開所日および開所時間は父母の労働実態に見合うこと。
- ④指導員は専任・常勤とし、子どもの安全が確保できるよう在籍児童数にかかわらず、常時、正規(雇用)指導員が複数配置できる補助金にすること。
- ⑤指導員の勤務時間には、保育にかかわる準備・研修時間を含めること。

これらを基本とし、以下名古屋市への上申事項、区への要望事項をまとめて提出させていただきます。つきましては、本要望に対するご回答を受けながら、港区学童の現状を把握していただくと共に、学童保育の充実に向け懇談の場をお願いする次第です。

尚、懇談の場でより踏み込んだ協議ができるよう、要望項目に応じた関係担当課の方が同席していただくことも含めて、お願いいたします。

敬具

記

○懇談日：2017年11月17日(金)午後7時～

○内 容：2017年度港区学童保育連絡協議会

「学童保育の充実を求める要望書」に関わる懇談

尚、別紙要望書各項目については、お手数ですが事前に文書でのご回答をお願いいたします。

2017年度港区一懇談会—具体的要望事項

1. 以下の項目について区として名古屋市に上申して下さい。

(1) 現行助成について、以下の項目の改善を要望します。

① 学童保育所を安定的かつ継続的に運営するために、事業費の国庫補助における基本額を増額することと、及び登録児童数を補助の算定根拠とするよう国に働きかけて下さい。

* 保育指導の計画・打ち合わせ・教材研究・研修・父母との連絡・おやつを用意など指導員は午前中から勤務しています。午前中の指導員勤務を保育準備時間と認め、それに見合った補助をして下さい。

《説明》

現在の常勤配置助成の金額は、常勤パート2名を置いた金額で、月給者一人分に満たない額です。

常時2人体制基準を守り、維持する為には、月給の常勤職員二人が必要。

また、児童数が増加していること、障害児への加配が必要のため、

指導員を増員しなければいけません。そのための、助成金の増額をお願いします。

② 放課後児童支援員等処遇改善事業が継続実施されるようにして下さい。

③ 送迎支援補助を3ヶ月おきに交付して下さい。

現在、年度末での一括での申請のため、4月～の実施分に関しては、各学童保育所が負担をしています。この負担は多い学童で年間40万ほどになるため、常勤配置助成同様、定期的に交付をしていただけるようお願いいたします。

④ 家賃補助を実態に即して増額してください。

* その補助額は各学童が負担している実態とはかけ離れています。

《参考》区内の家賃実態—高木神宮寺学童 110,000円（区連協加盟学童）

⑤ しょうがい児受け入れにあたっては、受け入れ一人ごとに一人分の指導員加配ができるよう、実態にあった補助金にして下さい。

⑥ ひとり親家庭への助成金を学童保育所が行う保育料減免の全額まで増額してください。

⑦ 愛知県放課後児童支援員認定資格研修について

a) 毎年、一学童最低一名が受講できるように、また複数名が同時に受講できるように受講枠を拡大してください。

併せて、例えば、現行『2年間2,000時間』の勤務実績を、

例えば『2年間1,500時間』等受講資格の緩和をお願いいたします。

《説明》

※2016年度の港区の受講枠は6学童に対して5名でした。

※今年度受講の二次募集があったことは、3年間経過する中、各学童に受講資格要件をもった補助員がないということが推察されます。このままでは、猶予期間内に、全学童が安定運営に欠かすことができない最低3名の放課後児童支援員を配置することができないことも考えられます。

b) 本資格認定研修を、年に2回(二期に分けて)開催して下さい。

《説明》

受講資格要件の一つである『2年間2,000時間』を満たす月日が、指導員によって異なるため。

例えば、

・第1期研修—従来通り(9月～)

・追加で、第2期研修—2月開催 等

このことにより受講対象者が増えます。

- ⑧ 助成金交付に伴う事務手続きを簡略化して下さい。また、申請に伴う作業を継続的に行うことができるよう、マニュアルを整備して下さい。

《説明》

※このことは、名古屋市との懇談会でも強く要望が出されました。
港区は適正に行っていただいておりますが、要望項目に入れました。

- (2) 施設維持、改善について以下の項目を要望します。

- ① 施設確保のため、公有地に施設が設置できるようにしてください。
そのために、各学区に所在する公有地（空き地）を開示してください。

《補足》

10月11日(水)に開催した名古屋市連協と名古屋市の懇談では、
「学童が設置できる“都市公園マップ”を作して下さい」
との切実な要望が出されました。このことの早期実現を、名古屋市に強く上申して下さい。

- ② 施設確保のため、土地や建物の契約の際、市が契約当事者になり、
育成会に無償貸与して下さい。
③ 学童プレハブ施設を人数と基準に応じてスペース確保ができるよう、改善して下さい。
また、現状の業務用のプレハブは子どもたちの生活の場として適切とは言えません。
住居用に切り替えてください。
④ 現在地を継続借用(有効活用)できるようプレハブ建て替えにあたっては、
プレハブの規格等、柔軟に対応して下さい。

※港区で、新規格のプレハブ(4間×6間)を建てる土地を確保することは困難です。

- ⑤ 学童施設を定期的に点検し、地震に対する施設の安全性の確保をしつつ、空調設備を
整えるとともに施設管理費（修繕費用等）を必要に応じて援助して下さい。
⑥ プレハブ建て替え・新基準プレハブ設置にあたって

a) 留守家庭児童専用室の設備費において標準仕様に含まれず、オプション工事費として
必要になる費用に関して、一部標準仕様を含めていただけるよう標準仕様の
見直しをお願いします。

①エアコン

小学校では設置が義務づけられている設備であり、
夏休みは終日開所する学童保育所にとっては必須設備と考えます。

②洗面所もしくは洗面台

台所にてトイレ後の手洗いを行うことは衛生面で問題があると考えます。

③LED 電気

政府方針に伴い国内メーカーは蛍光管の製造中止を発表しております。

④静養室、トイレエリアを仕切るドア

衛生面、感染を考えると、ドアは必須であると考えます。

- ⑥現在、モルタル施工のトイレの床(現行標準)は衛生面に配慮し、
タイルやクッションフロア施工を標準にして下さい。

- ⑦静養室の設置の義務化に伴い、救護のための必要備品整備のための、
新規補助をお願いします。

《説明》

静養室が設置されることにより、ベッドなどの日便やAEDなどより専門的な
備品常備の必要性を感じています。子どもたちが安心して、保護者のお迎えを
待てるような空間にできるよう新設補助をお願いします。

- b) 相談窓口の設置をお願いします。

留守家庭児童専用室の入札までに内装仕様をある程度決定しなければ
なりませんでしたが建築の専門知識がなく苦勞しました。

(3) トワイライトルームについて

トワイライトルーム実施は、市民の混乱を招き、今後の学童保育の存続に大きく影響を与えるものです。また、トワイライトスクールとの一体型は学童保育ではありません。

トワイライトルームの実施は中止し、学童保育の歴史と実績を重視して、今ある学童保育施策を優先的に充実させるよう市へ強く上申して下さい。

(4) 子ども・子育て支援新制度の実施にともない『放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例』に添った運営ができるよう、市が学童保育に全面的に責任を持つよう、強く上申して下さい。

①防犯、防火・防災対策として各学童保育所に必要な防犯、防災、防火用品（具体的には消火器等）を市が責任をもって設置して下さい。

②非常災害時における備蓄品を、市が責任をもって設置して下さい。

2. 以下の項目について、区として新たに検討・実施して下さい。

(1) 警報発令時（避難勧告）等に児童の安全が確保されるよう、各学校の対応を確認、徹底して下さい。

《事例》 これまでに警報発令時における各小学校の対応がまちまちであったため、学童在籍児童が危険な状況におかれた事例があります。

(2) 子育てに優しい港区づくりのために

①学童保育情報提供充実のために←文言を変えました。

現在、港区のウェブサイトにて区内の学童保育所のホームページのリンクを貼っていただいておりますが、同様に名古屋市の学童紹介サイトにもリンクを張って下さい。

<http://www.city.nagoya.jp/kodomoseishonen/page/0000003717.html>

同時に、今後も学童保育所を PR するために、港区のホームページの内容を充実させてください。そのための情報提供は積極的に行わせていただきます。

* 具体的には各学童保育所の入所説明会日を掲載して下さい。

②『みなと子育て支援ネット』発行「みなと子育てマップ」に学童保育所の情報を掲載すると共に、「みなと子育て支援ネット関係機関名」に「港区学童保育連絡協議会」を加えて下さい。

(3) 不審者情報を迅速に FAX にて発信していただき、ありがとうございます。

しかし一律の FAX 送信ではなく、学童保育所受け入れ小学校区で起こった危険事象時には、直接学童保育所もしくは該当指導員へ電話連絡をお願いします。

連絡名簿は、区連協で準備させていただきます。

また、引き続き登録指導員へのメールによる配信のご検討もお願いいたします。

より迅速に情報共有が可能になります。

《本件に関してのご提案》

現在、事務手続きに関する文書等の配信は迅速に行っていただいております。双方の情報共有の有効ツールとなっております。例えば区連協でメールングリスト (ML) を作成すれば、そのアドレスに情報発信していただくことは可能でしょうか？

*3 年前「パネットあいち」をご紹介いただきましたが、ここでの情報は多岐にわたるため、近隣に特化した情報(特に危険物を持った不審者)の即時共有をお願いしたいと思います。

(4) 区主催研修を充実して下さい。

現在、年2回区主催の研修会を設けていただいておりますが(救命救急法・おやつづくり)、『防災・防火・防犯』に関する研修も実施して下さい。

《説明》

月に1回以上の避難訓練が要求されていますが、マンネリ化してしまい、子どもたちに新しい情報を伝えることも困難になってきています。

防災訓練がより有意義な時間になるように、区として指導員への新規研修を実施して下さい。

3. 以下の項目について区として継続実施して下さい(ご確認事項)。

(1) 図書券の支給。

(2) 区主催での年2回以上の研修会の実施。

※「救急法講習会」「おやつづくり研修会」の継続開催。

(3) 土地確保の際、趣旨説明等の援助。

(4) 問題別(移転など)に、必要に応じた懇談。

(5) 学童保育所へ年1回の視察。

(6) 運営等に関し、調査又は現場視察等がある場合は事前の通知。

(7) 不審者情報の迅速な発信と徹底。

(8) 子ども青少年局発行の学童案内書の裏面に各学童の名称・住所・電話番号を掲載。

(9) 上記案内書を区内の保育園・幼稚園の卒園児に配布。

(10) 港区学童保育連絡協議会作成の学童保育案内パンフレット等を区役所等の公的施設での配布活用。

*2013年度に確認された各学童のより詳細なパンフ設置、ありがとうございました。本件も継続し、該当者への案内をお願いします。

(11) 保育園園長会へ入所募集活動等の仲介、援助。

併せて、昨年度はじめて仲介していただいた名幼研(名古屋市幼児教育研究協議会港区支部総会)への参加も引き続きお願いします。

(12) 港区学童保育連絡協議会主催の「港区学童保育合同運動会」の後援。

(13) 区連協又は実行委員会主催による企画(まつり・学習会等)のポスター等を区役所内に掲示。

(14) 「広報なごや」へ留守家庭児童育成会(学童保育)入会の案内や、土地確保のための情報提供案内の、年2回(9月、2月)の掲載。

(15) 提出書類はフォームを引き続きメールにて送信して下さい。

(16) 事務手続きを円滑に行い、助成金の交付を適時適正に行なって下さい。

併せて、2016年度末に開催していただいた、『港区補助金事務説明会』の継続開催をお願いいたします。